

15-26



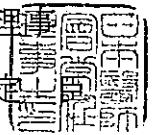
(地Ⅲ84)

平成22年9月8日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理

今 村 定



### 児童虐待防止対策の推進について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、別添のとおり、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より、児童虐待防止対策の推進について協力依頼がありました。

児童虐待の現状は、児童相談所における児童虐待相談件数が一貫して増加するとともに、虐待により児童が死亡するという痛ましい事件も跡を絶たない状況となっております。

こうした状況を少しでも改善するため、虐待を受けたと思われる児童を医療機関が発見した時には、児童相談所への通告や児童相談所が行う子どもの安全確認や調査への協力をお願いするというものです。

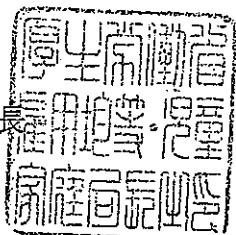
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下関係機関等への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



雇児発0826第3号  
平成22年8月26日

社団法人日本医師会 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



### 児童虐待防止対策の推進について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別の御高配をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、児童虐待の現状は、児童相談所における児童虐待相談件数が一貫して増加とともに、虐待により児童が死亡するという痛ましい事件も跡をたたない状況にあります。

こうした状況を少しでも改善するため、虐待を受けた児童を早期に発見することは、周囲の大人的責務でもあり、児童の心身に重大な被害や影響を最小限にとどめるためにも大変重要です。

つきましては、虐待を受けたと思われる児童を発見した時等には、下記の点について御配慮いただけようお願い致します。

また、貴会・団体関係者等にもお伝え頂くなど御高配を賜れば幸いです。

#### 記

##### 1 通告先の周知について

- 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、児童相談所へ通告することが必要であること。この場合、通告者の秘密は守られることとなっています。
- 通告は、児童相談所の全国共通ダイヤル「0570-064-000」でその地域を担当する児童相談所につながることとなっています。

##### 2 子どもの安全確認について

通告を受けた児童相談所は、近隣住民やその他の者の協力を得つつ児童の安全確認や調査を行うこととなっており、こうした安全確認や調査について様々な御協力を頂きますよう、お願ひいたします。

(参考：昨年度の児童虐待防止推進月間のリーフレット)



## 11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには児童相談所や市町村の窓口に連絡してください。

児童相談所全国共通ダイヤル

お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

**0570-064-000**

※一部地域では通話料金がかかることがあります。タリコモ等の携帯電話からおつなげません。

オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。